平成３０年（フ）第２５号
兵庫県豊岡市日高町道場191番地
債務者　やまどりこと　林　あや子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
福島県郡山市大槻町字六角64番地の８
債務者　渡邉　宏也
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２１８号
神戸市須磨区妙法寺字蓮池366番地の10　ルネ須磨1223号
債務者　塚本　千晶
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０３号
神戸市東灘区北青木４―17―２―604、住民票上の住所神戸市垂水区千鳥が丘３丁目３番３号
債務者　安井　由美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２０号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地　市営ひよどり台住宅63―106号
債務者　谷口　啓子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５１号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番３―204号、従前の住所神戸市中央区琴ノ緒町３丁目３番26号　平田ビル201号
債務者　金太郎こと　ＫＩＭ　ＹＯＵＮＧＫＵＮ　金　　永根
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県洲本市宇山３丁目８番41号
債務者　赤井　好子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１４１号
沖縄県那覇市字小禄1383番地３
債務者　赤嶺　利幸
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２３５号
神奈川県小田原市東町３丁目３番８号　第１このみ荘Ａ12
債務者　井上　侑大
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２０５号
神奈川県平塚市御殿２丁目９番24号　リバーヒルハイツ102号
債務者　髙橋　賢二
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１０号
神奈川県厚木市上依知2834番地
債務者　古性　和貴
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２４０号
神奈川県厚木市三田南３丁目７番12号　コーポ清風106
債務者　若松　由貴
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１２４号
神奈川県平塚市榎木町５番29―202号　アーバンハイツ平塚
債務者　武田　美佳（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４０号
青森市大字新城字山田677番地801
債務者　石黒　真理
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目15番13号
債務者　山崎　美華（旧氏名柳原明美・加賀美明美・柳原美華）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２６３号
千葉県柏市塚崎907番地２　メゾンクレールⅠ―202号
債務者　川村　美冴（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部